

## コアテスト

### 第1問（短答式・肢別正誤判定）

以下の文章の正誤を判定せよ。判例があるものはそれに従うものとする。

1. 甲は、電車内で寝ていた乙の財布を盗んで電車を降りたが、乙が目覚まして追い掛けてきたため、逮捕を免れる目的で、乙に暴行を加えたところ、乙が転倒して重傷を負い、反抗が抑圧された状態に至った。この場合、甲の暴行の程度を問わず、甲には、強盗致傷罪が成立する。（正・誤）
2. 甲は、飲食店において、代金を支払う意思及び能力がないのに、店長乙をだまして酒食を注文し、飲食した後、代金の支払いを免れるために、乙に対し、反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加え、その反抗を抑圧して逃走し、代金請求を免れた。甲には強盗既遂罪が成立する。（正・誤）

### 第2問（穴埋め式）

以下のAの文章の（ ）内に適切な語句をあてはめよ。

#### 問1 コアノート各論75

Q 強盗罪（236 I）における「暴行・脅迫」の意義

A 財物の強取に向けられた（ ）の強度の暴行・脅迫

#### 問2 コアノート各論80

Q 暴行・脅迫を加えて被害者の反抗が抑圧された後の段階で、はじめて財物奪取の意思を生じ、奪取行為に及んだ場合、強盗罪は成立するか

A （ ）がある場合に限り、強盗罪が成立する。

※ もっとも、反抗抑圧後に財物奪取の意思が生じた場合、その後の暴行・脅迫は自己の先行行為によって作出した反抗抑圧状態を（ ）に足りる暴行、脅迫があれば十分であり、それ自体反抗抑圧状態を招来するに足りると客観的に認められる程度のものである必要はない

### 第3問（事例問題）

以下の【答案】の文章の（ ）内に適切な語句をあてはめよ。

※住居侵入罪は検討しないこととする。

#### 【事例】

Aは、深夜自宅に帰る途中、通りすがったBが高級腕時計(以下、「甲」という。)を身に着けていることに気が付いた。甲はAが前から欲しがっていた腕時計であり、AはBから甲を奪い取ることを決意した。Aは、Bの後を追いかけて、その肩を叩いて、振り向いたBの顔面をいきなり殴った。Aは、地面にうずくまり動けなくなったBの手首から甲を奪いとり、その場から逃走した。

#### 【答案】

##### 第1 Aの罪責

1 Aの、（ ）行為について、（ ）(刑法(以下、法令名を略す。)  条 項) が成立しないか。

2(1) 甲は、B所有の高級腕時計であるから、（ ）である。

(2) ( ) とは、( ) のことをいう。そして、これにあたる暴行・脅迫か否かは、暴行・脅迫自体の客観的性質により、一般人を標準に判断する。<sup>2</sup>本件では、( )、身体の枢要部に対する急な攻撃であるから、一般人をして、財物の強取に向けられた相手方の反抗を抑圧する程度の強度の暴行・脅迫といえ、( ) が認められる。

(3) ( ) とは、暴行・脅迫により相手方の反抗を抑圧し、その意思によらずに財物を自己又は第三者の占有に移すこと<sup>3</sup>をいう。本件では、( )、それに乗じて甲を奪い取ったのであるから、暴行によりBの反抗を抑圧しその意思によらずに財物を自己の占有に移したといえ、( ) が認められる。

(4) (  条 項 ) とは、犯罪事実を認識・認容している心理状態をいう。<sup>4</sup>Aは上記事実を認識・認容していたのであるから、( ) が認められる。

3 したがって、( ) が成立する。

以 上

---

<sup>1</sup> コアノート各論75

<sup>2</sup> コアノート各論76

<sup>3</sup> コアノート各論77

<sup>4</sup> コアノート総論69